

スターリンク電気通信サービス提供業務 入札要領

本仕様書は、沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と入札者(以下「乙」という。)が行うスターリンク電気通信サービス提供業務に関する一般競争入札に適用する。

1 業務目的

本業務は、大規模災害時において各種通信が途絶する事態を想定し、通信インフラの復旧を待たず利用できる通信回線として、衛星通信回線であるスターリンクの回線利用の提供を受けるものである。

2 回線利用期間

契約の日から令和10年3月31日までとする。ただし、乙は、令和7年7月31日までに回線の開通を完了し、回線の提供期間は令和7年8月1日から令和10年3月31日までの32ヶ月間とする。

なお、回線の開通方法は、スターリンク機器であるルーターの設定を直接現地で行うか甲から乙へルーターのみを郵送することにより行うものとする。

3 入札価格

入札価格は、接続機器に回線を提供するための初期費用(税込)及び令和7年8月1日から令和10年3月31日まで回線サービスを提供し続けるための月額費用(税込)の合計金額とする。

また、落札後に初期費用と月額費用の内訳を提示すること。

4 初期費用と月額費用

- (1) 初期費用には、回線調達に係る費用及び回線管理のための情報システムの操作説明に係る費用を含む。
- (2) 月額費用には、回線サービスの提供に係る回線費用及びサポート費用を含む。

5 契約方法

予定価格の範囲内で、最も低い入札価格を提示した事業者と契約する。なお、本契約は沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があったときは、甲は、本契約を変更又は解除することがある。

6 月額費用について

月額費用は、令和7年8月1日から発生するものとする。

7 通信回線詳細

- (1) 可搬型衛星通信設備は日本国内の任意の場所（陸上）にて利用できること。
- (2) 提供回線数は9 [回線]
- (3) ベストエフォート下り速度 220 [Mbps]で利用できる通信データ容量は、1 [TB/台・月]以上であること。
- (4) (3)に示す通信データ容量を超過した場合は、追加費用が発生せず通信回線が利用可能であること。なお、その際の通信速度は、ベストエフォート下り速度が1 [Mbps/台・月]であること。
- (5) 回線契約の内容や毎月の利用通信データ量等を Web 上で確認できること。

8 回線利用機器詳細

STARLINK HIGH PERFORMANCE KIT 計9台

9 プランの変更

- (1) 月の途中でプラン変更を行った場合、該当月の利用料金は日割りで算出することとする。
- (2) プラン変更時に変更手数料が発生する場合の金額は、回線開設時に発生する初期費用と同額を上限とすること。
- (3) 解約時に解約手数料や違約金が発生しないこと。
- (4) 解約後、再度、申込を行うことにより、機器を再購入することなく利用再開が可能であること。
- (5) プランの変更等に要する期間は7営業日程度を目途とし、できる限り早期の対応に努めること。対応に7営業日を超過することが見込まれる場合は、事前にその旨を連絡し、プラン変更に要する日数等について甲と協議を行うものとする。

10 想定使用場所

沖縄県内の陸上

11 回線接続状況・管理方法等の説明

回線管理に係るスマートフォンアプリケーション及びWebアプリケーションについて、回線接続状況の確認といった管理情報等の確認方法を甲へ説明をすること。

12 支払

- (1) 回線の利用に係る費用は、月額費用として毎月払いとする。
- (2) 回線の開通に係る費用は、初期費用として月額費用の初月支払いに含めて支払う。
なお、回線利用開始後にプランの変更等による手数料等の費用が発生する場合は、変更手続きを行った月の月額費用に含めて支払うこととする。なお、1円以下の端数が発生した場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 契約期間中に消費税率の改定があった時は、該当期間について改定後の税率を適用する。

13 サポート内容等

- (1) 回線接続不良等に関する照会・対応依頼に対して、24時間365日受け付けが可能であること。
- (2) 通信障害等が発生した場合、乙は障害状況や復旧等に関する情報を甲に速やかに提供すること。また、通信障害等により回線通信サービスが利用できなかった場合の利用料金の取扱いについては、甲と乙で別途定めるものとする。

14 その他事項

- (1) 乙は、本仕様書に明記されていない事項については、別途甲と協議のうえ決定すること。
- (2) 乙は、何人に対しても履行期間中又は履行期間終了後を問わず、業務上知り得た本業務の一切を漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に記載されている全ての作業については、別途費用を請求することはできない。ただし、甲が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。